平成２１年（フ）第６７２号
東京都北区神谷１丁目18番17号
債務者　水野八重子（旧姓木島）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６９０号
東京都足立区神明３丁目20番16号
債務者　北澤久美子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６９３号
東京都板橋区徳丸３丁目11番16号光徳マンション502
債務者　三上　由梨
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６９５号
東京都福生市武蔵野台１丁目15番地10キャッスルマンション福生207号室
債務者　川上　清仁
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６７４号
横浜市港北区綱島台21番19号　ハイム岡本Ⅰ―201号室
債務者　稲葉　立介
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７５号
横浜市港北区綱島台21番19号　ハイム岡本Ⅰ―201号室
債務者　稲葉　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５号
長野県佐久市内山5853番地１
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３８１号
静岡市葵区古庄２丁目14番13号　小川アパート
債務者　渡辺　礼子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４５号
岡山県備前市浦伊部966番地１
債務者　吉岡　裕之
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４６号
岡山県備前市浦伊部966番地１
債務者　吉岡　初稲
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７７号
岡山市北区田町１丁目７番７号
債務者　川﨑　智子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９７号
岡山市南区浦安本町94番地14　浦安団地７―105号
債務者　平松　里美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１号
広島県尾道市栗原町6426番地
債務者　松井　正彦
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時15分
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１６００号
神奈川県藤沢市大庭5206番地の２　グリーンヒル湘南Ⅱ301号
債務者　最上　律子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０８０号
埼玉県川越市岸町３丁目30―43―101
債務者　矢形　輝幸
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２６２号
千葉県印西市原４丁目４－２―501
債務者　鳥海　昭二
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部